

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 104 号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和 41 年岩手県規則第 80 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(低体重児出生の届出)</p> <p>第 4 条 法第 18 条の規定による届出は、<u>低体重児出生届（様式第 2 号）</u> により行わなければならない。</p> <p>(養育医療給付の申請)</p> <p>第 5 条 省令第 9 条第 1 項の規定による申請は、<u>養育医療給付申請書（様式第 3 号）</u> に医師の<u>養育医療意見書（様式第 4 号）</u> 及び世帯調書を添えて行わなければならない。</p> <p>(養育医療機関の指定の申請)</p> <p>第 6 条 省令第 10 条第 1 項に規定する申請書は<u>養育医療機関（病院・診療所）指定申請書（様式第 5 号）</u> に、同条第 2 項に規定する申請書は<u>養育医療機関（薬局）指定申請書（様式第 6 号）</u> によらなければならない。</p> <p>(指定養育医療機関の開設者の届出)</p> <p>第 8 条 省令第 12 条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書面によりしなければならない。</p> <p>(1) 省令第 12 条第 1 号に該当する場合 <u>指定養育医療機関申請書記載事項変更届（様式第 7 号）</u></p> <p>(2) 省令第 12 条第 2 号に該当する場合 <u>指定養育医療機関業務休止（再開）届（様式第 8 号）</u></p> <p>(3) 省令第 12 条第 3 号に該当する場合 <u>母子保健法施行規則第 12 条第 3 号による被処分届（様式第 9 号）</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(指定辞退の申出)</p> <p>第 9 条 省令第 13 条の規定による申出は、<u>養育医療機関指定辞退申出書（様式第 10 号）</u> により行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(徴収の猶予)</p> <p>第 12 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第 1 項の規定に基づく徴収の猶予を受けようとする者は<u>徴収猶予申請書（様式第 11 号）</u> を、前項の規定に基づく徴収の</p>	<p>(低体重児出生の届出)</p> <p>第 4 条 法第 18 条の規定による届出は、<u>別に定める様式による低体重児出生届</u> により行わなければならない。</p> <p>(養育医療給付の申請)</p> <p>第 5 条 省令第 9 条第 1 項の規定による申請は、<u>別に定める様式による養育医療給付申請書</u> に医師の<u>別に定める様式による養育医療意見書</u> 及び世帯調書を添えて行わなければならない。</p> <p>(養育医療機関の指定の申請)</p> <p>第 6 条 省令第 10 条第 1 項に規定する申請書は<u>別に定める様式による養育医療機関（病院・診療所）指定申請書</u> に、同条第 2 項に規定する申請書は<u>別に定める様式による養育医療機関（薬局）指定申請書</u> によらなければならない。</p> <p>(指定養育医療機関の開設者の届出)</p> <p>第 8 条 省令第 12 条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書面によりしなければならない。</p> <p>(1) 省令第 12 条第 1 号に該当する場合 <u>別に定める様式による指定養育医療機関申請書記載事項変更届</u></p> <p>(2) 省令第 12 条第 2 号に該当する場合 <u>別に定める様式による指定養育医療機関業務休止（再開）届</u></p> <p>(3) 省令第 12 条第 3 号に該当する場合 <u>別に定める様式による被処分届</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(指定辞退の申出)</p> <p>第 9 条 省令第 13 条の規定による申出は、<u>別に定める様式による養育医療機関指定辞退申出書</u> により行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(徴収の猶予)</p> <p>第 12 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第 1 項の規定に基づく徴収の猶予を受けようとする者は<u>別に定める様式による徴収猶予申請書</u> を、前項の規定に基づく</p>

猶予の期間の延長を受けようとする者は徴収猶予期間延長申請書(様式第12号)を所管する局長に提出しなければならない。

4 [略]

別表(第10条関係)

徴収費用額

[略]

備考1 [略]

2 この表のD₁からD₁₄までの階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2(これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。)

3~6 [略]

徴収の猶予の期間の延長を受けようとする者は別に定める様式による徴収猶予期間延長申請書を所管する局長に提出しなければならない。

4 [略]

別表(第10条関係)

徴収費用額

[略]

備考1 [略]

2 この表のD₁からD₁₄までの階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項(これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。)

3~6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第12号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の母子保健法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の母子保健法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。